

# REFORMS IN TAX ADMINISTRATION: THE PHILIPPINE EXPERIENCE

フィリピン国税庁長官 Kim S. Jacinto-Henares



はしがき 本稿は、平成26年4月24日に IFA 日本支部と日本租税研究協会との共催で行われたフィリピン国税庁長官の Kim S. Jacinto-Henares 氏による「REFORMS IN TAX ADMINISTRATION: THE PHILIPPINE EXPERIENCE」と題する講演をとりまとめたものである。なお、当日の配布資料については本文末尾にまとめて掲載している。

## 1. はじめに

ご紹介ありがとうございます。IFA 日本支部、日本租税研究協会の懇談会にお招きいただき話をすることができまして大変光栄です。

本日の話の内容の準備をしていく中で、皆様がどのような活動をしていらっしゃるのかを勉強しました。その結果、国際税法等の理解の啓発・啓蒙のために努力をなさっていること、また今日のような懇談会を通して、国際税務或いはそれ以外の税務に関する問題について官民が共に連携しあって一緒に問題を解決する場があるということをうらやましく思いました。

今回は改革の話を中心に、なるべく質疑応答の時間を残したいと、考えています。

## 2. フィリピン経済の現状

経済成長力という面で、現在フィリピンに対する国際社会の信頼は高くなっています。しか

もわが国経済の先行きについてはこれまでになかったほどの非常に楽観的な期待が高まっていると言えます。ムーディーズのようなグローバルなシンクタンクによりますと、いわば期待の星（ライジングスター）であり、全世界の中で最も成長率が高い国であると認識されています。

また IMF はフィリピンの2014年の経済成長の見通しを4.8%から6.5%に上方修正しております。S&P も同様に、2014年度については6.6%の見通しとしています。また、フランスの輸出信用を行っている COFACE も、新興国の中でフィリピンがトップレベルの成長をしている国であり、ビジネスライメートとしても最も有利な環境であると述べております。

いずれもこのような実績が可能となったのは、統治を改革したこともあります。その一方で他の国々と連携・協力をいただいたおかげでできたということを忘れてはなりません。とりわけ日本との連結が、わが国の経済力の大きな強みとなっています。

外国直接投資という意味での FDI については、日本はわが国に最大規模の投資をし、債務についても、日本からの融資が最も大きくなっております。FDI のうち14.1%が日本からの投資、対外債務の16.4%が日本です。さらに、ポートフォリオ投資という意味でも日本は、オーストラリアに続く第2位の大規模投資をしていただき、2007~2009年の間でポートフォリオ投資総額の3分の1が日本からの投資でした。

### 3. フィリピン税務行政の計画（2010-2016）

両国間の経済関係・貿易関係が、さらに深まっていく中で、われわれの側でも税務行政の透明性を高め、より明確な説明責任を確保することについて、たゆみない努力を継続しております。

光栄なことに、私自身、わが国の国税庁のトップをつかさどるという任務を負っております。そこで行政改革の経験をお話した上で、なぜわが国経済がこのような躍進を遂げているのか、またなぜ世界各国から、経済的に信頼していただいているのかをご紹介しますと思います。

2010～2016年に戦略ロードマップを国家として策定し、改革を実施することにより、財政再建も図っております。その主な柱として、まず第1に、租税回避に取り組むこと、第2に、ITシステム・電子税務サービスを向上すること、また、よき統治を推進することから成り立っています。

2010年、ベニグノ・アキノ大統領が汚職と賄賂のないフィリピンを選挙公約に掲げておりました。そのときの選挙公約のスローガンとしても、腐敗を撲滅ということで、明確で直接的なメッセージが主張されておりました。貧困を撲滅するためにも、まずは腐敗と汚職を撲滅しなければならない、また、バッドガバナンスの問題についても解決が必要であり、政府としても尊厳、品位、品格を取り戻す必要があるという主張でした。

フィリピンにおきまして、持続的な成長を阻害する要因の一つが、腐敗、汚職及び問題がある統治でした。もう1つが財政難です。徴税努力も十分ではなく、それも腐敗が関連して十分に税収が上がっていないという問題がありました。

このようなスローガンに基づいて重要な改革が税務行政の分野で開始されてから4年間が経

過して、腐敗の撲滅、或いは税収拡大への努力が今現在も進行中です。

#### 3-1. 租税回避への取り組み

##### (1) 現状

そうは言いましたが、これまでもフィリピンが改革の努力をしてこなかったわけではなく、税務行政については従前から改革努力はありました。例えば1990年代、初めて税制でコンピューター化を導入しました。そこから数年継続し、自動化を拡大し、組織を再編してビジネスプロセスも改善したにも拘らず、税収増は実際には起こりませんでした。

なぜ成果が出なかったのか、皆さんも疑問に思うかもしれませんが、私としては比較的単純な答えがあると思っております。つまり、税制改革がうまくいかなかったのは、結局のところ、根本原因に取り組むことができていなかったからだと思います。

その根本的な原因とは、そもそも租税を回避したいというカルチャー、雰囲気というか、ものの考え方です。そもそも税制、或いはその税に関する法律を執行する能力を政府が持ち合わせておらず、腐敗・汚職と同様に、租税は回避するものだという雰囲気が長らくわが国にはびこっていました。

2010年までの税務における改革は、主にコンピューターを導入することにより、取引の突き合わせをすることによって、租税回避を摘発することに重点を置いておりました。しかし、租税回避を摘発するためにインフラを整備してはいたものの、最も重要な要素である、税に関する法を確実に執行するという政治的な圧力が欠けていました。十分に法が執行されていないことから、租税回避或いは脱税が当たり前のことになっておりました。

われわれ国税庁としても、摘発するために必要なデータを手元に持ち、かつそれに基づいて、法を執行したとすれば禁錮刑でさえ科すことができるはずであったにも拘らず、それができな

かったのは、富裕層の納税者から容易に賄賂で取り込まれてしまうような税務職員側の問題もあったためです。

フィリピンにおいて租税回避自体が深刻な問題だと捉えられていなかったということもあり、一段と税務行政に対する国民の信頼は下がる一方で、きちんと税を納めようとする意欲も意識も下がっておりました。2009年の段階で、徴収の努力拡大による税収増は、わずか12.2%にとどまっていました。

そこから数年早送りいたしますと、2013年、昨年の段階になりまして、徴収努力による税収増は13.7%にまで上がりまして、2000年以降では最も高い水準となりました。この間、特に新しい税に関する法律が議会を通過したわけでもないことを考えれば、かなりの改善であると言えることができると思います。

では、別に法律が変わったわけではないのに、何が変わったのかと皆さんもお考えになるかもしれません。確かにITの改善もありましたし、ビジネスプロセスのリエンジニアリングも行いました。それらも相まって効果がありました。何よりもわれわれ国税庁として、法執行モードにギアチェンジを行いました。非常にアグレッシブにキャンペーンを張りまして、租税回避を摘発するという方針に切り替えたのです。

そもそも税務当局の本来の任務とは、一般国民に対して税の法律にのっとって法律順守を確保することではないかと考えております。法律の文言と規則に従って、納税者にはそれぞれ公平に負担するべき応分の税を納税する義務があり、それ以上でも、それ以下でもないものを納税すべきだと考えております。このような原則にのっとって、われわれ国税庁としては、他にも当然、使命・任務はありましたが、それ以上に、法の執行を確保するという機能を重点的に強調いたしまして、たゆみなく租税回避の摘発を続けました。

## (2) RATEプログラム

Run After Tax Evader (RATE) は租税回避者を追い掛けると呼んでいるプログラムがあり、これが現在の税制改革の中心となっており、わが国税庁が推進しているものです。

RATEプログラムの主たる目的は、租税回避をしている個人を特定し、刑事訴追をすることです。特に税法を大きく違反している者について、国税庁としても調査を行っております。

RATEケースの場合には刑事訴追となりまして、今現在でもマニラで5件の調査が行われております。木曜日ごとにそのような調査の確認を行っておりますので、マニラのヘッドクォーター及び19ある支部の刑事調査部において、このような事件を取り扱っています。また、2週間に1回、定期的に司法省にもRATEケースを付託しています。

今年の4月10日の時点において、このRATEプログラムの下で235人が刑事訴追を受けております。訴追されているのは、金のトレーダー、建築分野での有力者、或いは政府高官、またさまざまな専門職、例えば会計士、医師、法律専門家、映画監督、セレブや芸能人、プロの運動選手などが含まれております。

こうした違反者のトータルの租税債務額は驚くべき数字で、1,108億ペソ、およそ米ドルにいたしますと22億ドルほどとなっています。これについて昨年度の徴収は12,530億ペソ、およそ280億ドル取ることができておりまして、政府国庫にも貢献しています。

RATEプログラムを導入して以降、納税者の意識も変わり、納税意識を植え付けることに成功していると言えます。RATEプログラムの中では、租税回避を行った場合にどれだけ厳格な刑事罰が下るかが強調されており、いずれの事案についても報道機関に対しても情報が公開されます。その結果、起訴から有罪判決までが一般に公開されるという恐怖心が、一般国民の間ではコンプライアンスを高める効果となっています。

フィリピン人は「kahihyan」、面目を保つ、名誉を保つことを非常に重視します。このようなフィリピン人の価値観を使うことによって、RATEプログラムの効果的な適用を行っております。万が一、国税庁に摘発されたらどうなるのかということで、納税義務を守る必要があるという意識が納税者の中で生まれつつあります。

このような改革を行うと、社会に混乱を招くと言う人もいました。かつてのフィリピンでは、有力な政治家、或いは、非常に富裕な個人であれば、租税関連の犯罪で摘発されることはめったにありませんでした。しかし、今回のRATEプログラムを導入することにより、あえてこの状況に盾突くことを、われわれ国税庁は選びました。つまり、非常に目立つ、著名な納税者、或いは回避をしている者を追求することを意図的に行ったのです。

とりわけ、このプログラムを導入して初めの段階では、一体どの個人を追求するのかと、その選択について厳しい批判もありました。しかし、われわれとしては、手を緩めることなく、さらに固い決意を持ってプログラムを推進した結果、いわゆる大物を摘発することができております。

私どもがRATEプログラムという手段を駆使し、断固とした態度で摘発を続けていった結果、きちんと納税をしようとする国民から信頼・支持を得ることができるようになりました。

公的部門の腐敗と汚職に関しまして、2013年、国内で調査が行われました。それによりますと、フィリピン一般人のパーセプションとして、従前は、BIR（国税庁）といえば最も腐敗した組織だという印象を持たれていたのですが、それが毎年調査を行うごとに10%ずつ印象がよくなってきておまして、しかも、汚職に関して何か苦情が国民から発生いたしますと、それが租税回避、税金関係ではなかったとしても、最近では、もう国税庁に頼んで調べてもらったと言われるほどになってきています。

### (3) TAX WATCH

RATEプログラムに加えまして、もう1つ、TAX WATCHという改革プログラムも同時進行で行われております。どれだけ納税をしたか公開しようと、各納税者・法人に呼び掛ける戦略です。つまり、企業がどれだけ納税をしましたということを主要紙、新聞等に公開するというキャンペーンです。この狙いは納税に対する透明性を高め、また、一般国民も租税回避をしている企業に対して同じ憤りを共有し、われわれ当局と共に戦おうという意識を持ってもらうところにあります。これまでに情報公開をしたのは、食品のチェーン店、飲食店、ホテル、米の輸入業者、専門職などです。ちょうど昨日は花屋がどれだけきちんと納税をしているかということを経営公開しました。これも毎週水曜日、主要紙に定期的に情報を出しています。

このTAX WATCHキャンペーンも非常に効果が高く、自営業者或いは他の法人で、源泉徴収の対象となっていない納税者のコンプライアンスにもいい影響がでております。また、給与所得者は、最もコンプライアンスが高いレベルに置かれているわけですが、税制の格差、或いは不平等の問題に取り組むべきだということで、給与所得者からの支持も高くなっています。

他の国の税務行政と同様に、フィリピンでも、例えば給与等、特定の所得については源泉徴収方式をとっております。給与所得者が最もコンプライアンス水準が高く、彼らに言わせれば、それはフェアではないと、つまり、所得税の中で、自営業者等に比べて、自分たちの方が所得税の負担が大きいと苦情も出ております。

しかしTAX WATCHにより、納税額或いは、ある特定の納税者集団に関してコンプライアンスレベルがどれだけ違うかということも公開することによって、より透明性が高くなっておりますし、それよりも重要なのは、誠実に税金を納めている納税者自身が、よりフェアな税制をと自ら声を上げるようになってきていることです。われわれ当局とともに力を合わせて、法人



もしくは自営業者で十分な納税がされていない人たちに適正な納税を求める機運が高まっています。

より公平な税制をとという要求が国民から上れば上がるほど、われわれ当局としても、納税者に対するサービスをより良くしようという気持ちになります。

### 3-2. ITシステム・電子納税サービスの向上

#### (1) 統合タックスシステムの構築

わが国税庁において、タックスコンピューター化プロジェクトを立ち上げたのは20年以上も前になります。非常に大規模な組織全体としての動きで、国税庁においてITS（統合タックスシステム）を実現するための活動でした。

ITSは複数のアプリケーションシステムのネットワークを構築することによりさまざまな業務を自動化するためのものでして、今の時代では経済環境も日々急速に変化が起っており、ITも劇的に技術が発展し、eコマースがこれだけ普及しておりますので、われわれ国税当局としても、さらにIntegrated Tax Systemの高度化、拡大をしなければならなくなっています。

このような問題意識から、この3年ほどElectronic Tax Information System (eTIS)プロジェクトを推進してきました。国税庁とし

ては最大規模のIT関連のプロジェクトです。これが完成いたしますと、既存のIntegrated Tax Systemと置き換わり、この新しいものがコアインフラとなって、タックスシステム全体で一本化されたウェブベースの自動化ソリューションが出来上がることになります。これによって、われわれのシステムはさらに強化される予定です。

このeTISのプロジェクトの狙いとしては、国税庁の業務を効率化し、税務行政全体を高度化することです。ビジネスプロセス全体をリエンジニアリングし、コンピューター化していきまして、納税者の登録、或いは税務申告の処理、納税の会計処理等について、全て自動化をしていきます。このような大規模な改革は国内のニーズに対応するだけではなく、国際的な税務行政、税務協力におけるわが国の義務を果たすためにも役に立つと考えております。

またフィリピン全体として、外国投資を誘致できるように、魅力的なデスティネーションになろうという努力が行われており、その結果として、クロスボーダーの取引が増えることも予想しております。eTISのシステムを導入することによって、さらにクロスボーダーの投資についての適切なモニタリングができると考えますし、条約相手国とは、より効果的な情報交換が円滑にできると期待しています。

## (2) 統合タックスシステムの内容

どのようなITシステムがあるか、資料⑩をご覧ください。eREG、企業活動を立ち上げ希望したい場合には、ここで登記ができます。

2つ目のeAccRegは、電子的にキャッシュレジスター或いはPOSマシンの供給者を認証するというもので、従前であれば機械そのものを持参して検査をしなければいけなかったところが、型式そのものを登録認証しておくことによって、ディーラーが事前に登録をしておけばそれで済むという方法です。

3つ目のeFPSは、電子的なファイリング・ペイメント・システムの略です。大規模納税者には既に義務化されておりまして、申告も納税も電子化されております。大規模企業でなかったとしても、任意で使うことは可能です。

4つ目のeBIR Formsは、これまでの税務に関する全ての文書の書式、フォームをここにまとめておりまして、納税者等がダウンロードして、数字を入れることによって、例えば税率が何%であり、ここで足して・引いてと、計算をコンピューターがしてくれるというものです。そのまま電子申告をしてもいいですし、印刷をして紙を持って申告に行っても構いません。電子申告を行った場合には、ペリフィケーションスリップ、伝票が印刷可能です。そのまま続けてオンラインで支払いを行ってもいいですし、或いはその紙を持って銀行の窓口で税金を納めてもいいという方法です。

eSubmissionは、源泉の手続きのためのものです。給与所得者が控除をされるだけでなく、企業に対して何かを支払った、或いは専門職の人に何かを支払ったような場合に、誰から幾ら分ということを記録する必要がありますので、そのためのシステムです。

eRELIEFは、取引の金額の数字です。それぞれの納税者のPIN番号から売上等に係る情報が含まれます。それによって取引の両当事者の数字を突き合わせます。つまり、データウェアハウスの中で、例えばXに対して100ミリオ

ン販売をしましたという納税者Yがいた場合に、Yからこれだけ買ったという対応する数字が残っていなければなりません。もしこのXとYの両当事者で数字が一致しない場合にはレッドフラッグということで、警告のインジケーターとなり、両当事者に対して、なぜこのような不一致が起こっているのか、国税庁からレターノートを送信し、確認することになります。

アルファリストの数字の突き合わせにも使っておりますし、また、他国の政府当局からも情報があった場合に、例えばその契約の相手業者の名前であるとか、或いは契約金額等について、不一致がないかどうかに使っています。

同じくこのeRELIEFのデータを使いまして、まずはマニラ首都圏から今週始めるのですが、電気代或いは水道代といった水道光熱費を多く払っているところについては、それ相応の税も納税しているかどうかを確認することになっています。

eDSTは印紙税です。書類で取引があった場合に、印紙の貼付が義務化されていましたが、これを電子的なプラットフォームを導入しました。

eCARは、電子的な証明書許認可登録のシステムです。例えば不動産売買或いは株式の発行といった場合の登録に関して、電子的に国税庁とできるようになっております。証書の登録、或いは株式、土地について、しかるべき納税手続きが実施されていることのオーソリゼーションを得た後に、移転をすることができるということです。登記もこれで行うことによって、不正な取引、或いは、しかるべき納税が行われていない不動産について、譲渡がなされないように確保するためのシステムがeCARです。

eOSTTTとは譲渡税取引に関するオンラインのシステムです。例えば株式の譲渡・売買等があった場合、寄付をした場合、相続税が発生したような場合、キャピタルゲイン税の納税等について、電子的に登録をし、納めることがで

きるシステムです。

eORBは、物品税がかかるものに関する登録のためのシステムです。例えば原材料の生産の段階、もしくは他国から輸入してきた段階から、それらを登録し、それが最終製品になっていくまでをモニタリングをしています。ある製品が完成品として産出されたのか、或いは産出に至らなかったのか、従前であれば手作業で記帳されていたものを電子化しておりまして、いったん登録をしてそのフォームが電子的にできると、その後は自動的にデータが入力される仕組みになっています。

eSalesは電子的な販売記録です。レジスター、CRM 或いは POS は法律に基づいてそれぞれのレジごとに、POS ごとに帳簿の整備が要件付けられています。具体的にはそれぞれ一定の期間に受け入れがあった資金或いは売り上げの数字等について記録をすることになっており、これが電子的に可能となっています。

eComplaintは、苦情申し立て或いは情報提供のシステムです。ある企業或いは店舗等において、レシートの発行がないとか、或いは何らかの原因で租税回避が疑われるといった情報提供があった場合にはわれわれが調査を始めます。

一番下を書いてある eATRIG は、物品税がかかる物品もしくは VAT 非課税のものについて輸入があった場合に、それをリリースする前に当局の承認が必要ですが、税制上のチェック、クロスチェックを電子的なプラットフォームでできるようにして、関税当局と直結したコミュニケーションがこのシステムで可能となっています。

それ以外にも e-Lounges という場所を提供しておりまして、コンピューター或いはインターネットにアクセスができない人でも、これを使うことによって必要なフォームをダウンロードしたりすることが可能です。

このようなシステムによって、電子的な登録システムの導入は成功しており、電子申告及び納税も可能となっております。

### (3) システム導入の効果

このシステムを電子的に使用する納税者の数も増えておりまして、2012年には54,000の利用者だったところが、2013年には67,000になっています。また金額ベースでも、2012年の徴税額は6,460億ペソ（146.8億米ドル）であったのに対し、2013年の徴税額は7,900億ペソ（179億米ドル）と大きく増加しました。

IT システムの能力の向上について、われわれは単にサービスを提供するだけではなく、税制全体として透明性を高めて、より公平なものとしていくために、引き続き努力を続けてまいります。

### 3-3. よい統治の促進

#### (1) Integrity Management Program (IMP)

今ご紹介したような IT の改革又は租税回避を摘発するというコミットを継続した結果、わが国の信用度は大幅に向上しました。

しかし、このような改革の効果を持続させるためには、オペレーションの正確性と効率性を高め、各職場において技術的な能力の向上、規律や、信用の維持に不断的努力をしなければならないことも自覚しています。

専門職員として、或いは個人としての誠意が、どのような優れたガバナンスイニシアチブを行おうとしたとしても最も重要です。仮に手続きを良くしたとしても、IT の技術だけを先端的なものにしたとしても、各職員が、所属する組織に対して完全にコミットしていない限り、或いは責任ある形で職務を全うしようという意識がない限り、生産性を上げることはできませんし、効率性を高めることはできないこともわかっております。

結局、わが国民、納税者は、政府から最も優れたサービスを要求する権利を持っていますし、われわれとしてもこの改革のアジェンダを継続することにより、現政権の後も永続的に効果が続くように努力は続けます。

このためにも国税庁としては、Integrity

Management Program (IMP) と呼んでいる予防的な腐敗防止対策をフィリピン政府全体で実施しております。IMPでは、スタンダードを構築するものの、柔軟なアプローチを取ることとしています。省庁レベルで、また各プログラムレベルで誠実性と腐敗のない環境を確保しようとしておりまして、公務員として取るべき行動規範を確保するために策定しております。

この取り組みは昨年9月から始まっておりまして、Integrity Policy Statementも発行しておりますので紹介します。

国税庁では幹部及び職員の誠実性を常に維持・向上させ、併せて、われわれ税務当局のみに付与されている、国づくりに必要な税金を更正・徴収する業務の透明性及びサービスの最高水準化を目指します。

このような誠実性、インテグリティを追求するキャンペーンの一環として、万が一、不誠実な税務職員がいた場合には、速やかに摘発・検知をし、職員という立場を剥奪ができるようなキャンペーンも積極的に行っております。

そして腐敗・汚職を行っている職員がいた場合、もしくは身分不相応な暮らしをしているような職員がいた場合には、ファーストトラックとして、可能な限り早く調査をし、解決しようとしております。

先に紹介したRATEプログラムと同様に、このような国家公務員の腐敗・汚職についても公開を原則としていまして、それによって、非合法的な、或いは不法な行為に職員が手を染めることがないように、抑止力として使っています。

## (2) Statement of Assets and Liabilities, and Net Worth (SALN)

透明性を確保するために、国家公務員については、Statement of Assets and Liabilities, and Net Worth (SALN) と呼んでおりますが、資産、負債、財産に関する申告書の提出を義務付けております。このSALNの中で、不動産、動産、人的財産等について、或いは債務、純資

産、金銭的な人とのつながり、企業に対する持ち分や権利、政府職員との姻戚関係等々を開示しなければならない義務となっております。

このような開示を職員或いは国家公務員がきちんとしていなかった場合、例えば申告をしていなかった場合もしくは誤った内容を申告していた場合、十分に開示をしなかった場合については、リパブリックアクト6713号の法律に基づいて処罰の対象となり、監視をします。また、これに違反いたしますと、解雇される可能性もあります。

このように腐敗と汚職のカルチャーがまだ遺物として残っておりまして、これに対抗していくために、人を採用する際のプロセス自体の改善に努めています。新たな人事政策に基づいて、人とのコネ、紹介ではなく、個人の能力を重視して新人を採用することを重視しております。その結果として、2010年7月以降、そもそも税務当局内に親戚・姻戚関係がある者については採用を見合わせております。また、標準化された試験を課し、適性を確認するテストも実施します。また、複数の面談を行いまして、最も優秀な人材を確保できるようなセレクションプロセスを設けています。

また、職員一人一人のモチベーションを高めるために、能力に基づいた表彰或いは認定のシステムを導入しております。従前であれば、職員は就職すると皆が同じようなインセンティブしか提供されておりましたが、税務当局としての全体のターゲットやコミットメントにどれだけ具体的に貢献をしたかに応じた個別の表彰や認定を行っています。

## (3) よい統治の今後

グッドガバナンスに向けた道のりは長いもので、技術的な専門知識を持った人材、また効率的で、効果的な税務行政を行うことができる人がいなければ始まりません。そのために各職員の能力を常に磨いていくためのトレーニングプログラムの重要性はよくわかっております。

ドナー国のご協力もいただきまして、改めてわが税務当局のトレーニングの枠組みや制度を再検討しております、われわれのニーズに合っているかどうか、刻々と変わる世の中に対応したトレーニングができていくかどうか、常に見直しをしております。今現在も税務大学校にお世話になっておりまして、軍団とも言えるほどの人数がこちらで研修、視察の勉強をさせていただいています。

2014年という年は、われわれ税務当局にとっても非常に厳しい年となります。とりわけ、徴税額について、2013年より18%高い徴税目標、徴収目標を与えられております。1兆4,560億ペソ（320億米ドル）分がターゲットとされておりますが、わが税務当局の職員一人一人、全くこれにひるむことはないと思信を持っております。

アキノ大統領の下で、腐敗のない政府をというキャンペーンが推進され、これを痛みを伴って遂行した結果、税務当局に対する信頼が回復しましたし、この改革を行った最初の成果ははっきりと出ています。

半世紀前を振り返れば、日本の税務当局は今日のフィリピンの税務当局と同じ悩みに直面しておられました。つまり、納税率・コンプライアンス率が低い、未納・滞納が高いという状況でしたが、今では日本は完全にその状況を転換することに成功し、今や多くの世界の国にとって日本の税務行政は模範となっております。日本の納税者の皆様は、納税義務をきちんと申告で果たしていただき、税務当局の立場と役割もしっかりと日本社会の中で根付いて確立されています。このような日本の転換が可能となったのも、日本において、より効率的な税務行政を実施するためにスタンダードなレベルを上げていくための改革が行われたためだと理解しています。

税務行政のミッションは、止まることのない継続的なものであり、これからも引き続き私どものパフォーマンスを良くするために何ができ

るのか、常時考えていかなければいけない義務を負っているということも自覚しております。

本日はわが国の経験、プログラム等、努力を紹介いたしましたが、これを継続することによって、理想的だと思われる税務行政が実現できる日が来ることを強く信じております。せっかく新興国として先行している国々があるので、わが国のタックスシステムについては、グローバルプラクティスを織り込んだベストなものを作っていきたいと思っております。まだまだ先は長いですが、少なくとも今の段階で、公平で実効性がある税制の種をまいたということが大事だと思っております。

恐らく政府の各部署・部門の中で、税務当局ほどしんどいところはないと言っているのではないのでしょうか。つまり、ノンストップで努力をしなければなりません。いつも改善・改革をしておかなければならず、1つ案件が終わったと思ったら、また次のものが発生しているということで、特に長官、或いは当局のトップの者にとっては、常に納税者の一歩先に行っていないといけないということで、責任のある任務であると思っております。

あらためまして、日本租税研究協会の皆様、IFA日本支部の皆様には、税務の調査・研究にご協力をしていただきましてありがとうございます。また、フィリピンに対しましては、これまでも、そしてこれからも友情関係、強いパートナーシップで、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 質疑応答

(Q1) こちらでも忘れていたような、日本の半世紀前のコメントがありましたが、確かに日本も不正・腐敗がいろいろあった時代だと思いますが、フィリピンの多大なる努力には感銘を受けました。

政治家等の反発・抵抗はないのか、それに対して不安感・恐怖感等はないのか、国民の支持

はどういう状況であるのか、公式のコメントではなく、率直な意見を頂ければと思います。

(Kim S. Jacinto-Henares) 多分、恐れているということないと思います。単に存在している法律を適用しているだけだと思っています。私自身も政治的な考えをするものではありませんし、そもそも、もし税の摘発であれば相手のことを知りません。つまり相手が偉い政治家らしいとか、ある政治家とコネがあるということは見えていません。

この3年間で確実に成果を示すことができていると思いますし、ムーディーズのような格付機関のレーティングが上がったということは、私ども税務当局の改善が反映されていると自負しております。

行っていることが正しい、うまくいっていると国民が見れば、支持が付くものですし、やっていることが問題だということであれば、恐らく、われわれが何か措置を取ろうとしても疑われてしまうのだと思います。

もう1つ、政治家を恐れる必要がないという理由は、成果が上がっているということは、実際にわが国が豊かになっているからです。国の反映のために、もっと使うことができるお金が増えるということであれば文句もでないと考えています。

(Q2) 2つお聞きします。公示のことで、高額納税者に対する表彰です。フィリピンではいまだに公示制度が残っていますが、これに対して批判はないのでしょうか。またフィリピンでは、高額納税者を表彰しているということですが、それはフィリピンではどういうふうに思われているのでしょうか。日本では、私の感覚では、金持ちは悪い、金をもうけることは悪いということなので、なかなか高額納税者を表彰するという感じにならないのですけれど、フィリピンではそういう批判はないのか、教えてください。

(Kim S. Jacinto-Henares) IRCに基づきまして、全納税者及び全納税額を公示するということが義務付けられているのですが、2,000万ものデータを開示するという事は、スペース上無理がありますので、法人或いは個人についてトップ500を公示しています。

当初は、そういうものを公示するのはどうかという声もないことはなかったのですが、今は、恐らく皆さんの雰囲気が変わったのでしょうか、自らがどちらかといえばそのトップ納税者に入りたいというような見方になっているようです。

ただ、納税額が大きいということは、法令を順守し納税を行っている証になるという考え方もあるかもしれませんが、幾ら納税額が大きいからといっても、イコール、全てを守っているということにはなりませんので、トップの高額納税者に対する表彰はやめています。

(Q3) 個人のタックスイベーションのケース、プロシキユートのケースが235件あったということですが、それは累積ですか、年間ですか。また、タックスイベーションに従事している職員は何人ぐらいいるのですか。

(Kim S. Jacinto-Henares) 2010年7月からの累積です。今週、今日まさに、プラス5件の訴追が上乘せになるので、235が240になります。そのうち10件については刑事訴追を法務省が決めしています。またタックスイベーションに従事している職員はマニラのヘッドオフィスに約80人います。

(Q3) もう1つ、320億ドルを翌年の歳入目標にしているとおっしゃったと思うのですが、それをアロケートしていったら、税収の割り当てみたいになって、徴税強化になるような気がします。そこに対する批判はないのですか。

(Kim S. Jacinto-Henares) 基本的に、われわれを含めて各省庁は予算を提出し、政府とし

てこれだけの歳出をしたいというところがあり、そこに不足分があった場合に、では税務当局として、それを埋めるためにこれだけ徴税をしなければいけないという計算式があります。

2つ目のパラメーターがGDPで考えて、税の効率を考えた場合に、世界銀行の調査によりますと、フィリピン経済のおよそ40%がインフォーマルセクターであり、そこを改善、上乗せができる余地があります。つまり登録もしていない、或いは納税もしていないというところがかなり残っているわけです。

あとは、輸入に係る税率、例えばVAT或いは物品税等に基づいてコンピューターで算定しています。関税収入についても、そのように計算してフォローしております。

そしてこれらを実現するためのツールとして、電子的なプラットフォームで、電子的にデータ蓄積ができる仕組みを整備しています。

(Q4) 今日の話には出ませんでした。移転価格税制について、最近フィリピンのレギュレーションが出ましたが、APAの事前確認についてのルールはいつごろになりそうでしょうか。

(Kim S. Jacinto-Henares) 現在仕掛かり中というか、現在進行中です。APAのレギュレーション作りをしながら、パイロットとして大きな多国籍企業との交渉も続けています。

(Q5) 2点ばかりお聞かせいただければありがたいです。

まず1点目は、ここに出席されている方は日本の代表的な企業の皆さんですので、既にフィリピン国には進出して、子会社なり合併会社が活動しているかと思います。最近のフィリピン国での税制改正で、長官の立場から見て知っておいてほしいようなこと、最近の法人税や源泉税に関する税制改正の動き等についてお聞かせいただければと思います。

それから2点目は、これからフィリピン国に

進出する場合でのタックスインセンティブ、どういう魅力ある税制があるのか、その辺のご紹介もいただければありがたいと思います。

(Kim S. Jacinto-Henares) 税務の行政を担当しております、方針や政策を決める立場ではないのですが、言うまでもなく、貿易促進なのか、或いは税制で財政を再建するののかについては、どうしても緊張関係を避けることができません。

税務の立場からは、通商を促進したいということであれば、インセンティブはどうしても不可欠だということになりまして、議論は続いているし、その議論の結末がどうなるか、私にもわかりません。

投資家に対する調査を行いますと、第一に必要なのが優良なインフラ、次に熟練、技能を持った人材、第三に治安・秩序が求められています。タックスインセンティブについては5番目ぐらいの希望事項になっています。どれを先にやるかということが鶏と卵の問題になっていて、環境をよくするためにはインフラも整備したいし、高度な人材も育成したい、秩序ある治安のいい状況を作りたいと思った場合には金を使う必要があります。

その金の出どころはというと、税金を取ってこなければいけないということで、どちらを先にするのかということになっていきます。仮に、タックスインセンティブを整備したとしても、これがもし5番目という要望なのであれば、1, 2, 3が整っていない限り進出をしてもええません。

もちろん投資家に対するインセンティブはあります。BOIの投資委員会と、PEZA、経済特区に基づいて、タックスホリデーであるとか、グロスインカム5%の特恵的な税率であるとか、そういうものは承知しています。

法人税率引き下げという議論はありますが、財務省とともに議論しているのは、どこまで下げても大丈夫であるのか、財源の手当てはどう

なるのかを考えなければ、どこまで下げてよいかを決めることができません。つまりは、インセンティブの合理化、整理ということにはなりません。

各セクターにおいて、非課税の対象に係る、100もの法律がある中で、どこを絞っていくのかについては、合理的で体系的な説明が必要です。

また、税制上のインセンティブ透明化法もありますので、もしインセンティブがあるとするれば、それは実質的には政府としては歳出・支出なわけであって、納税者・企業に対する一種の補助ともなりますので、この点も考えていかなければいけません。

あとは、「mining revenue sharing bill」ということで、鉱業の収益分与に関する法案と、税関近代化法が70年代の初めごろにできた古いも

のとなっているので、まずこのような税に関する法律の対策が必要です。そうしなければタックスコード自体をいじることができないというのが今の考え方です。

タックスコードについても、もしそれをいじり始めるということになれば、単純に法人税率を引き下げる、あとは、納税者としてはコンプライアンスをより容易にすることができるようにすることです。毎月毎月何度も当局に来ることがなくて済むように、その申告のタイミングであるとか、どういう控除が認められるのか、認められないのかをより明白にすることだと思いますが、いずれにしても税収中立でなければなりません。法人税を下げるのであれば、財源は他にどこにするのか、VATを高めるのか、新しい税を設けるのか、考えなければなりません。